

かがわ総合リハビリテーションセンター規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年1月30日

香川県知事 浜 田 恵 造

香川県規則第1号

かがわ総合リハビリテーションセンター規則の一部を改正する規則

かがわ総合リハビリテーションセンター規則（昭和61年香川県規則第26号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前																										
<p>(定員及び病床数)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 かがわ総合リハビリテーション療養介護施設の入所定員は、<u>45人</u>とする。</p> <p>3・4 略</p> <p>5 かがわ総合リハビリテーション病院の病床数は、<u>114床</u>とする。</p> <p>別表（第5条、第9条関係）</p> <p>1 略</p> <p>2 略</p> <p>略</p> <table border="1"><thead><tr><th colspan="2">区 分</th><th colspan="2">1日当たりの金額</th></tr></thead><tbody><tr><td rowspan="3">病院</td><td>略</td><td colspan="2"></td></tr><tr><td>中病棟</td><td>略</td><td></td></tr><tr><td>南病棟</td><td><u>1人室</u></td><td>5,400円</td></tr></tbody></table> <p>3～5 略</p>		区 分		1日当たりの金額		病院	略			中病棟	略		南病棟	<u>1人室</u>	5,400円	<p>(定員及び病床数)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 かがわ総合リハビリテーション療養介護施設の入所定員は、<u>20人</u>とする。</p> <p>3・4 略</p> <p>5 かがわ総合リハビリテーション病院の病床数は、<u>69床</u>とする。</p> <p>別表（第5条、第9条関係）</p> <p>1 略</p> <p>2 サービス事業所（療養介護）、医療型障害児入所施設、医療型児童発達支援センター及び病院の使用料及び手数料</p> <p>サービス事業所（療養介護）、医療型障害児入所施設、医療型児童発達支援センター及び病院の使用料及び手数料については、香川県立病院の例による。この場合において、入院料に加算する病室使用料は、次の表の区分に応じて、同表に定める1日当たりの金額によるものとする。</p> <table border="1"><thead><tr><th colspan="2">区 分</th><th colspan="2">1日当たりの金額</th></tr></thead><tbody><tr><td rowspan="3">病院</td><td>略</td><td colspan="2"></td></tr><tr><td>中病棟</td><td>略</td><td></td></tr></tbody></table> <p>3～5 略</p>		区 分		1日当たりの金額		病院	略			中病棟	略	
区 分		1日当たりの金額																										
病院	略																											
	中病棟	略																										
	南病棟	<u>1人室</u>	5,400円																									
区 分		1日当たりの金額																										
病院	略																											
	中病棟	略																										

附 則

この規則は、平成30年3月1日から施行する。